

1 対象事件

委託契約に関する財務事務について

2 選定理由

- ・ 泉南市（以下、「市」という。）では、限りある資源（財源、人材）を有効に活用するべく各事務事業の見直し、指定管理者制度をはじめとする外部委託の推進、職員数の削減といった行財政改革を進めており、一定の成果を上げてきた。
- ・ しかしながら、今後ますます進展する人口減少と少子化・超高齢化社会への社会構造の変化による市税等の歳入減少及び社会福祉関連経費の増大が懸念されることから、民間活力のさらなる活用は必要不可欠なものである。
- ・ また、委託料を含む物件費歳出額は約33億円と、歳出総額の12.5%を占めており、財政の効率化及び持続可能で健全な財政運営の実現という趣旨から、非常に重要な支出項目の一つである。
- ・ 一方で、外部委託による自治体職員のスキルやノウハウの喪失への懸念や期待された行政サービスの向上や効率化といった点から、業務委託のあり方や妥当性、事務の適切性を確認する意義は大きい。
- ・ そのため、委託契約に関する財務事務が適切に行われているかを合規性・経済性・効率性・有効性等の観点から調査報告することは、市民の利益に資するものであると判断し、監査テーマ（特定の事件）として選定した。

3 監査の要点

委託契約に係る事務について、合規性のほか、3E（経済性、効率性、有効性）の視点に着目し、以下を監査要点とした。

- ① 委託契約に関する財務事務が地方自治法、地方自治法施行令、市が定める条例・規則、その他の法令等及びその趣旨に従い適切に行われているか。
- ② 委託により事業を実施することに合理性があるか。
- ③ 委託先の選定は、競争性・透明性の確保、機会均等及び公平性といった視点から適切に行われているか。
- ④ 委託した業務は、契約書・仕様書等の定めに従い適切に実施されているか。また、その実施状況について適切に実施確認を行っているか。
- ⑤ 受託者が再委託を行う場合、再委託の合理性について十分に確認した上で、市の規則等に従い必要な手続きが適切に行われているか。
- ⑥ 委託事業の目的が明確化された上で、当該目的が達成されているかの評価を行い、翌年度以降の事業の実施手法や実施の要否（必要性）の検討（PDCA）が行われているか。
- ⑦ 委託契約に関する財務事務を、各所管課が法令等を遵守するとともに、市全体で統一された基準に従い実施するための仕組みが適切に整備されているか。

4 主な監査手続

「3 監査の要点」に記載した監査要点を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。

- ① 委託契約に係る財務事務を取りまとめる部署への質問、書面調査及び各種資料の閲覧を実施する。
- ② 委託契約を所管する部署への質問、書面調査及び各種資料の閲覧を実施する。
- ③ その他監査人が必要と認めた手続を実施する。

※なお、サンプルに関しては、担当部署へのヒアリングや市の作成する委託契約に関連する資料を確認した上で、監査人が必要と認めたサンプルを抽出した。

5 委託契約に関する財務事務全体に関する監査の結果

委託契約に関して、主に「入札等参加資格業者登録事務や、個別の委託発注段階における特命随意契約の理由書に係る合議、庁内の発注・契約に係る事務ガイドライン等の作成・発信」を行っている契約検査課及び、主に「予算編成を通じて、市の委託契約に関わっており、各課から要求された委託契約の予算に対し、委託の必要性や費用対効果、事業の実施方法等の観点から査定」を行う役割を担っている財政課に対して、委託契約に関する財務事務全体に関する監査を行った結果、以下に記載する意見のとおり、市全体として委託契約に関する財務事務を適切に実行できるような取組みの実施を検討されたい。

主な監査結果の概要

- 適正な予定価格の積算を行うために、可能な限り複数者からの見積り徴取を徹底するとともに、予算編成方針においても明確に記載し、市場競争を前提とした予算編成を徹底することが望まれる。【契約検査課及び財政課・意見】
- 事務事業評価において課題が見受けられた事業や新規事業等、対象を絞った上で、委託業務に係るコストと成果目標を所管課が示し、それを財政課が査定するというような、極力定性的な予算編成が望まれる。あわせて、予算編成方針において示されているとおり、そもそもなぜ委託でないといけないかという点についても各課が説明できるように、予算要求調書の設計を検討されたい。【財政課・意見】
- 最低制限価格の設定について、最低制限価格を設定する対象業務や、最低制限価格の設定方法の明文化について検討されたい。【契約検査課・意見】
- 指名競争入札の運用方法について、原則、一般競争入札とする扱いや、指名競争入札を採用する基準の明文化、指名競争入札を採用する場合の指名業者の選定基準等の全庁的な方針策定について検討されたい。【契約検査課・意見】
- 次回発注における仕様書・入札参加要件等の改善のため、入札辞退者に対して辞退理由を聴取し、その内容を次年度以降に引き継ぐことが望まれる。【契約検査課・意見】
- 業者の負担軽減や書類の不備対応等に要する市職員の負担軽減を図るため、入札要領・要綱に押印して提出することの必要性について改めて検討されたい。なお、近年では入札書への押印を廃止した自治体も見受けられ、入札関係書類への押印の必要性についても検討されたい。【契約検査課・意見】
- 全庁的な郵便入札の推進について検討されたい。また、郵便入札の実施に際しては、郵便配達記録が残る方法によって入札書を提出することを必須とする取扱いを検討されたい。【契約検査課・意見】
- 入札書の開封及び開札時の立会いや誤った契約保証金の免除を防止するための契約書等の証拠書類の入手といった入札執行ルール及び契約手続きについての一連ガイドライン等を明文化されたい。【契約検査課・意見】
- 適正な入札執行を担保するため、各課における入札執行状況の事後の第三者確認の実施について検討されたい。【契約検査課・意見】
- 入札等参加資格審査の事務負担軽減に向けて、受付期間の見直しや、押印廃止の推進、重複する情報・書類の集約、提出書類の削減等を検討されたい。【契約検査課・意見】
- 実態としてその事業者しか受けられないことを理由とした特命随意契約について、客観的に説明しきれない案件が見受けられたため、特命随意契約の理由について、妥当性を十分に確認する手法について検討されたい。【契約検査課・意見】
- 外部通報への対応等に関し、入札案件の透明性・公平性について、説明責任をより一層果たせる体制について検討されたい。【契約検査課・意見】
- 発注・契約事務に係る庁内の理解促進及び人材育成を図るため、ルール化、マニュアル化に加え、それらについての研修会の定期的な開催を検討されたい。【契約検査課・意見】

6 個別委託契約に関する監査の結果

【個別監査対象委託契約の選定】

個別監査対象委託契約の選定方針を設定の上、以下のとおり16課の所管する44件の対象委託契約を選定した。

所管課	対象契約	所管課	対象契約
1. 政策推進課	2 契約	9. 清掃課	1 契約
2. デジタル推進課	3 契約	10. 障害福祉課	4 契約
3. 人権推進課	2 契約	11. 生活福祉課	7 契約
4. 総務課	2 契約	12. 長寿社会推進課	3 契約
5. 税務課	2 契約	13. 保健推進課	4 契約
6. プロモーション戦略課	3 契約	14. 保育子ども課	1 契約
7. ふるさと戦略課	5 契約	15. 家庭支援課	2 契約
8. 市民課	1 契約	16. 教育総務課	2 契約

【主な監査の結果】

個別委託契約に関する監査の結果（結果33件、意見108件）のうち主なものは以下のとおりである。

① 主な結果

項目	監査結果の内容	対象委託契約所管課
入札等に関する手続きについて	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 契約保証金の免除について、財務規則で定める免除要件を満たしているとはいえない状況であった。 ▶ 入札金額が確認できる入札金額の明細である設計書の封緘が求められていなかった。 ▶ 入札要領で、入札参加業者の開札の立会いを不可としていた。 	総務課、保育子ども課
契約書・仕様書の作成及び遵守について	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 仕様書や個人情報取扱特記事項別紙が契約書に袋とじされていなかった。 ▶ 契約書に規定されている「個人情報の取り扱いに関する覚書」の作成や個人情報の管理体制の報告がされていなかった。 ▶ 契約書、仕様書等で求められている契約時提出書類、報告事項について、適切に提出・報告されていなかった。 	プロモーション戦略課、障害福祉課、生活福祉課、保健推進課、保育子ども課、家庭支援課、教育総務課
委託金額について	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本事業に係わる支出額が契約金額を下回った際には精算を要する旨が規定されていたが、受託業務に要する経費に係わる支出額を確認できる報告書の提出を受けていなかった。 ▶ 仕様書の規定に基づく目標値と実績値の比較が行われておらず、契約金額の減額の要否の検討が行われていなかった。 ▶ 受託者より入手した見積書において、仕様内容に含まれていない費用が、見積期間外の費用も含めて計上されていた。 	生活福祉課、保健推進課
実績報告・履行確認について	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 検査調書が作成されていなかった又は検査調書における決裁が得られ検査完了となる前に委託金額が支払われていた。 ▶ 仕様書等に記載されている受託者が実施すべき事項について、網羅的に履行状況を検査時に確認されていなかった。 ▶ 成果物の不整合に気づかず受託者への調査を行っていなかった。 	デジタル推進課、障害福祉課、保健推進課、教育総務課

② 主な意見

項目	監査結果の内容	対象委託契約所管課
入札等に関する手続きについて	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 予定価格や最低制限価格が前回業者の見積書や前回契約金額のみにより算定されていた。 ▶ 「業務委託公募型プロポーザル質疑回答書」において、ジョイントベンチャー（JV）による参加が禁止されていた。 ▶ 入札手続きについて、大阪府の「府民の声」に問い合わせがあったが、問い合わせへの調査も回答も行われていなかった。 	税務課、生活福祉課、保育子ども課
業者選定について	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指名競争入札により事業者を選定していることにより、入札参加者数が5者未満と少なくなっていた。 ▶ 特命随意契約にあたり、経済的、効率的優位性の十分な調査・検討及び書面化がされていなかった。 ▶ 必ずしも当該業者のみが実施できる仕様内容ではないように見受けられる業務について、特命随意契約にて業者と契約を行っていた。 	総務課、税務課、プロモーション戦略課、ふるさと戦略課、障害福祉課
契約書・仕様書の作成及び遵守について	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 仕様書において実施事項、受託者による収入、成果品等が明確に定められていなかった。 ▶ 契約書において、一括再委託の禁止に関する条項、個人情報保護に関する条項、暴力団の排除に関する条項、損害賠償請求に関する条項、著作権の移転に関する条項等について明確に定められていなかった。 ▶ 契約書・仕様書記載の要求事項について、受託者が前回契約時と同じであったこともあり、口頭での確認にとどまっていた。 	政策推進課、総務課、プロモーション戦略課、清掃課、障害福祉課、生活福祉課、長寿社会推進課、保健推進課、家庭支援課
委託金額について	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特命随意契約で、契約金額が受託者の見積書の金額のみで決定されていた。 ▶ 業務量増加により委託金額を増額変更したが、契約期間中に業務量が減少した事業について、契約金額の妥当性を検証していなかった。 ▶ 継続的な委託事業について、委託契約金額の定期的な見直しがされていなかった。 	政策推進課、税務課、生活福祉課、長寿社会推進課、家庭支援課
個人情報の管理について	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受託者における個人情報の管理体制についての報告や報告の書面化が不十分であった。 ▶ 個人情報を取り扱う事業について、市と受託者の間で、個人情報の取り扱いについて定めた個人情報特記事項が取り交わされていなかった。 	障害福祉課、生活福祉課、長寿社会推進課、保健推進課、家庭支援課
暴力団排除について	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 暴力団の排除に関する誓約書に受託者の署名又は捺印がなされていなかった。 ▶ 暴力団の排除に関する誓約書が受託者や再委託先から入手されていなかった。 	プロモーション戦略課、障害福祉課、長寿社会推進課、保健推進課、家庭支援課
実績報告・履行確認について	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 仕様書に成果品の定めがなく、業務報告書等の提出を受けていなかった。 ▶ 業務完了後に提出されている収支決算書の収入額と支出額の合計額が一致しており、算定方法に疑問が残る状態であった。 ▶ 国等の補助事業について、業務完了後、本事業に要した経費内訳の提出を求めていなかった。 	デジタル推進課、生活福祉課